

広島県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成二十六年十月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 事 項	
種 類	名 称	所 在 地	変 更 後
老人ホーム	特別養護老人ホーム寿老園	広島市東区山根町三八番二三号	介護老人福祉施設寿老園
老人ホーム	特別養護老人ホーム浦崎寮	尾道市浦崎町三五九四番地	特別養護老人ホーム浦崎寮（ユニット型）
老人ホーム	社会福祉法人啓喜会特別養護老人ホーム悠芳苑	福山市熊野町乙甲一六三〇番地	特別養護老人ホーム悠芳苑
老人ホーム	社会福祉法人明翠会特別養護老人ホーム明翠園	福山市柳津町字東山田四八六番地	特別養護老人ホーム明翠園